

2020年4月10日

各位

日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言への対応について（その2）

当社は、4月10日に愛知県が発令した緊急事態宣言を踏まえ、愛知県内の事業拠点に置いて、既に政府が発令している指定都府県内の事業拠点と同様の対応を実施いたします。

1. 対象事業拠点（【 】は所在地）

本社【東京都】

支社：西日本支社【大阪府】、九州支社【福岡県】、中部支社【愛知県】

営業所：北関東【埼玉県】

工事事務所：有明【東京都】、蕨【埼玉県】、神奈川【神奈川県】、千葉【千葉】
堺【大阪府】、姫路【兵庫県】、北九州【福岡県】

溶接技術センター：貝塚【大阪府】

工場：松伏【埼玉県】

2. 対応方針・内容

（1）社員の出勤については、事業活動継続に必要な最小限に限定し、原則、在宅勤務とします。

出勤する社員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。

（東京、埼玉、神奈川、千葉の社員は3月下旬より実施中）

なお、施工現場は、十分な感染対策を実施したうえで、特別な事情がない限り継続致します。

（2）社外との会議等各種打合わせは原則延期するかWEB会議等にて対応します。懇親会等への参加も自粛します。（東京、埼玉、神奈川、千葉の社員は3月下旬より実施中）

（3）国内外への出張は、原則禁止とします。（全社で継続中）

3. 対応期間

2020年4月8日から5月10日までとします（状況によって変更となる可能性があります）。

当社は、引き続き、社内外への感染被害抑止と社員（派遣社員、協力会社を含め）の安全確保を最優先に、状況の変化に応じて、今後も必要な対策を講じて参ります。

関係先の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

（お問い合わせ先）

総務部総務室 03-6865-6300